

# なぜ、八重山の遺跡を守るの？

なぜ、やえやまのいせきをまもるの？

## 遺跡を守る法律

少しむずかしいお話をすると、遺跡は、「埋蔵文化財」（埋もれている文化財）として、文化財保護法という法律で守られています。

遺跡というのは、むかしの人が、その土地を利用した跡が残されている場所のことです。そこには、遺構（家のあった跡や田畑の跡、ご飯を作った跡など、その土地から持ち出すことができないもの）のほか、遺物（生活道具である土器や石器など、その土地から持ち出すことが可能なもの）が残されています。

これらの遺跡は、古いものは何万年も前のものから、新しいものと数十年前のものまで、とてもたくさんあります。基本的には、その場所でそのまま残されることが望ましいですが、これらの遺跡をくわしく調べるために、発掘調査（遺跡の土を掘って、いろいろな手がかりを見つけること）がおこなわれる場合もあります。

## 遺跡を守ること、発掘調査をすること

さいしょに、埋蔵文化財というのは、「埋もれている文化財」、という説明を書きました。たとえば、石垣が残っていたり、表面で見えるものもありますが、遺跡のほとんどは、わたしたちがふだん生活している中で、簡単に見つけることはできません。それでも、大学などで「考古学」という学問を勉強した人たちが、あっちこっちを歩いて、遺跡がある場所を探しています（現地踏査・表面採集）。また、工事中などに偶然発見される場合もあります。

遺跡を守るには、その場所でずっと同じように土の中で保存することが、いちばんよい方法です。しかし、わたしたちの生活の中では、道路を作ったり、家を建てたり、畑を作ったり、そのほかにも、たくさんの工事がおこなわれています。そのときに、土の中に埋もれていた遺跡が、知らず知らずのうちに壊されてしまうこともあります。



ただの道路（どうろ）みたいですが・・・



発掘調査（はくつちようさ）をすると



いろいろなものがみつかります

もし、そうやって遺跡が壊されてしまったとしたら、わたしたちは、そこにあった人びとの暮らしを知る手がかりを、永遠に見つけることはできなくなります。遺跡というのは、一度壊されてしまうと、もう二度と、元に戻すことはできないのです。

発掘調査というのは、こうした土地の改変が行われる前に、そこに残された遺跡を掘り下げて記録だけでも残すという目的でもおこないます（研究のための発掘—学術調査に対して、このような発掘調査を記録保存のための発掘調査といいます）。

発掘調査による記録だけが、この遺跡の本当の意味を知る、たったひとつの手がかりになりますから、「何が、どこから、どんなふうに見つかったのか」、とても細かい情報を記録して残す必要があります。

## 八重山諸島の遺跡は、とくべつ？

石垣島を含む八重山諸島の文化は、沖縄本島周辺や北のほうとは異なる特徴があります。特に、先史時代（文字の記録がない古い時代）は、台湾やフィリピン、オセアニアとの関係が考えられています。歴史時代に入ってから、八重山独特の文化があります。

たとえば、沖縄本島だと、周辺の市町村では、遺跡の類例（似たような状況が見られるもの）が探しやすいかもしれません。しかし、八重山諸島では、石垣市、竹富町、与那国町など、点在する島じまでしか、類例は探せません。宮古諸島の島じまとも、少しずつ違う特徴があります。

それに加えて、遺跡というのは、まったく同じというものは、2つと存在しません。また、八重山諸島の先史・歴史時代の文化は、まだまだ謎に包まれています。つまり、ひとつの遺跡が壊されたり、なくなったりすることで、歴史上とてもたいせつなことが、永遠にわからなくなってしまう可能性がとても高いのです。

そのため、石垣市では、地域にある遺跡をちゃんと守り、記録していくために、みなさまにいろいろな手続き（「文化財等の有無の確認」ほか）をお願いしたり、また保存ができない場合には、発掘調査を実施して記録しています。

これまで、長い間、人びとが守ってきた、歴史や文化、自然があふれた石垣島。

これからもしっかりと守り続け、そして、未来へ伝えていくため、ご協力をお願いいたします。



玉取崎展望台より